**紺綬褒章飾版並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

藤沢　昭和　堂本　雅子
小川　　治　宮坂　敬三

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

住友三井オートサービス株式会社
株式会社広島東洋カープ
株式会社マルアイ
旭東化学産業株式会社
株式会社ジュンアシダ
大昭建設株式会社
株式会社財宝

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

**追賞褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故山本義次遺族　山本とし子
故柑谷忠保遺族　柑谷喜代美
故畫間正満遺族　畫間　和子

褒章条例第八条により褒状を授ける（各通）

**追賞賜杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故石坪貞雄遺族　石坪千鶴子

褒章条例第八条により木杯一組台付を授ける

**賞杯**

公同の事務に勤勉したので、平成二十三年十月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故高橋正三遺族　高橋　英二

褒章条例第八条により銀杯一個を授ける

# 皇室事項

**文化勲章親授式**

十一月三日午前十時三十分、宮中において、根村スミ、奈良年郎、赤崎勇、三谷太一郎及び柳田充弘の文化勲章親授式を行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年十月二十五日に、大井川水系河川整備計画を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十三年十一月八日

中部地方整備局長　足立　敏之

## 労　働

**争議行為の通知の公表について**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成23年11月10日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月８日

厚生労働大臣　小宮山洋子

**別表**

| | |
|---|---|
| 茨城県 | 水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター |
| 群馬県 | 前橋赤十字病院 |
| 埼玉県 | 小川赤十字病院 |
| 神奈川県 | 横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター |
| 新潟県 | 長岡赤十字病院及び新潟県赤十字血液センター |
| 長野県 | 長野県赤十字血液センター及び長野県松本赤十字血液センター |
| 岐阜県 | 岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター |
| 静岡県 | 静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター |
| 三重県 | 山田赤十字病院及び三重県赤十字血液センター |
| 京都府 | 京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院 |
| 大阪府 | 大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター |
| 兵庫県 | 神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター |
| 徳島県 | 徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター |
| 愛媛県 | 松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター |
| 福岡県 | 福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター |
| 長崎県 | 長崎県赤十字血液センター |
| 宮崎県 | 宮崎県赤十字血液センター |
| 沖縄県 | 沖縄県赤十字血液センター |

**最低賃金の改正決定に関する公示**

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間817円」を「１時間824円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間821円」を「１時間828円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間832円」を「１時間837円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間829円」を「１時間836円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間790円」を「１時間796円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月８日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間831円」を「１時間837円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具